

令和 7 年度

地域整備方向検討調査

中田二期地域事業構想検討その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査中田二期地域事業構想検討その他業務(以下「本業務」という。)の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)及び「測量業務共通仕様書」(以下「測量共通仕様書」という。)によるほか、設計共通仕様書及び測量共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「中田二期地域」に係る用水計画策定のための用水量調査、桜場揚水機場並びに幹線用水路の改修対策の検討、事業計画の策定に向けた事業構想案の検討・取りまとめを行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、宮城県登米市中田町地内他であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果物のミス、不備 等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第1-8条 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条 設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条 受注者は、設計共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求のあった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

- (1) 対象面積 3,921.9ha（令和4年4月1日時点の土地改良賦課台帳データによる）
- (2) 対象施設

対象施設	設計諸元
大泉揚水機場 (導水路を含む)	・ 設計最大取水量 $Q_{\max}=10.001\text{m}^3/\text{s}$ （水利権上の取水量は $9.147\text{m}^3/\text{s}$ ） ・ 横軸斜流ポンプ $\phi 1300 \times 3$ 台

対象施設	設計諸元
	・取水位 KP 4.40m
水越揚水機場 (取水樋管を含む)	・設計最大取水量 $Q_{\max}=3.750\text{m}^3/\text{s}$ ・横軸斜流ポンプ $\phi 900 \times 2$ 台 ・取水位 KP 4.40m
桜場揚水機場	・最大流量(補水量) $Q_{\max}=1.465\text{m}^3/\text{s}$ ・横軸斜流ポンプ $\phi 500 \times 3$ 台
大泉幹線用水路	・総延長: $L=11,437.55\text{m}$ (開渠 $L=8,479.98\text{m}$、管水路 $L=2,655.51\text{m}$、その他施設(分土工、沈砂池工、付帯工等) $L=302.15\text{m}$) ・開渠区間: 最大断面区間 ($B4.05\text{m} \times W3.70\text{m} \times H2.55\text{m}$、設計最大流量 $Q_{\max}=10.001\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($B2.80\text{m} \times W2.60\text{m} \times H1.80\text{m}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.336\text{m}^3/\text{s}$) ・管水路区間: 最大断面区間 ($A=3.142\text{m}^2$、$V=0.943\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.943\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($A=2.545\text{m}^2$、$V=0.868\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.208\text{m}^3/\text{s}$)
水越幹線用水路	・総延長: $L=4,072.83\text{m}$ (開渠 $L=3,561.67\text{m}$、管水路 $L=248.82\text{m}$、その他施設(分土工、沈砂池工、付帯工等) $L=262.34\text{m}$) ・開渠区間: 最大断面区間 ($B2.80\text{m} \times W2.60\text{m} \times H1.80\text{m}$、設計最大流量 $Q_{\max}=3.750\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($B2.80\text{m} \times W2.40\text{m} \times H1.40\text{m}$、設計最大流量 $Q_{\max}=1.543\text{m}^3/\text{s}$) ・管水路区間: ($A=2.254\text{m}^2$、$V=0.997\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.260\text{m}^3/\text{s}$)
石森幹線用水路	・総延長: $L=1,915.46\text{m}$ (開渠 $L=1,354.51\text{m}$、管水路 $L=506.35\text{m}$、その他施設(分土工、その他付帯工等) $L=54.6\text{m}$) ・開渠区間: 最大断面区間 ($B2.40\text{m} \times W2.00\text{m} \times H2.00\text{m}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.231\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($B2.10\text{m} \times W1.70\text{m} \times H1.70\text{m}$、設計最大流量 $Q_{\max}=1.462\text{m}^3/\text{s}$) ・管水路区間: 最大断面区間 ($A=1.269\text{m}^2$、$V=1.878\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.231\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($A=0.634\text{m}^2$、$V=2.530\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=1.462\text{m}^3/\text{s}$)
糠塚排水機場	・排水量 $Q=3.5\text{m}^3/\text{s}$ ・横軸軸流ポンプ $\phi 900 \times 1$ 台 ・横軸軸流ポンプ $\phi 800 \times 1$ 台 ・横軸斜流ポンプ $\phi 600 \times 1$ 台
西田排水機場	・排水量 $Q=3.5\text{m}^3/\text{s}$ ・横軸軸流ポンプ $\phi 900 \times 1$ 台 ・横軸軸流ポンプ $\phi 800 \times 1$ 台 ・横軸斜流ポンプ $\phi 600 \times 1$ 台
糠塚幹線排水路	・総延長: $L=1,922.45\text{m}$ ・計画排水量 $17.23\text{m}^3/\text{s}$
桜場幹線排水路	・総延長: $L=3,145.00\text{m}$ ・計画排水量 $9.89\text{m}^3/\text{s}$

(適用する図書)

第２－２条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準計画「農業用水(水田)」	農林水産省 農村振興局	平成 27 年 7 月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「ポンプ場」	農林水産省 農村振興局	平成 30 年 5 月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「パイプライン」	農林水産省 農村振興局	令和 3 年 6 月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「水路工」	農林水産省 農村振興局	平成 26 年 3 月
5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	農林水産省 農村振興局	平成 27 年 5 月
6	農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部会 技術小委員会	令和 5 年 4 月
7	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農業農村整備部会 技術小委員会	平成 28 年 8 月

(参考図書)

第２－３条 作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第２－１条によるほか次のとおりによるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木 事業協会	平成 5 年 3 月

(貸与資料)

第２－４条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	国営中田農業水利事業 事業誌	1 式
2	国営中田農業水利事業 事業成績書	1 式
3	国営中田農業水利事業 出来形図面	1 式

番号	貸 与 資 料	数 量
4	令和２年度 国営施設応急対策事業 中田地区事業計画参考資料作成業務 報告書	１式
5	令和２年度 国営施設応急対策事業 中田地区更新整備計画検討業務 報告書	１式
6	令和４年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域営農計画調査その他業務 報告書	１式
7	令和５年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域水越揚水機場取水樋管改修対策検討業務 報告書	１式
8	令和５年度 国営造成施設ストックマネジメント推進事業 中田地区水越揚水機場他機能診断業務 報告書	１式
9	令和６年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域大泉揚水機場他改修対策検討業務 報告書	１式
10	令和６年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域用排水計画検討業務 報告書	１式
11	河川法第 95 条協議 国営中田地区 水利使用協議図書（平成 30 年 3 月 28 日付け同意）	１式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第２－５条 第２－３条及び第２－４条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （１）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （３）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （４）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- （５）貸与資料については、第三者に情報が漏洩しないようセキュリティ管理を徹底すること。

（関連業務）

第２－６条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図ること。

番号	業 務 名（仮称）	業務実施期間（予定）
1	令和７年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域排水計画調査検討業務	令和７年５月 ～令和８年２月
2	令和７年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域高収益作物導入構想検討業務	令和７年５月 ～令和８年２月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量
1. 準備作業	1 式
2. 用水量調査	1 式
3. 桜場揚水機場に係る改修対策の検討	1 式
4. 幹線用水路に係る改修対策の検討	1 式
5. 事業構想案（用水施設）の検討	1 式
6. 事業構想案（排水施設）の検討	1 式
7. 点検取りまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員の指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（用水量調査の段階）

第3回 中間打合せ（揚水機場並びに幹線用水路の改修対策検討段階）

第4回 中間打合せ（事業構想案の作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1～11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条 成果物を設計共通仕様書第1～17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- （2）成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

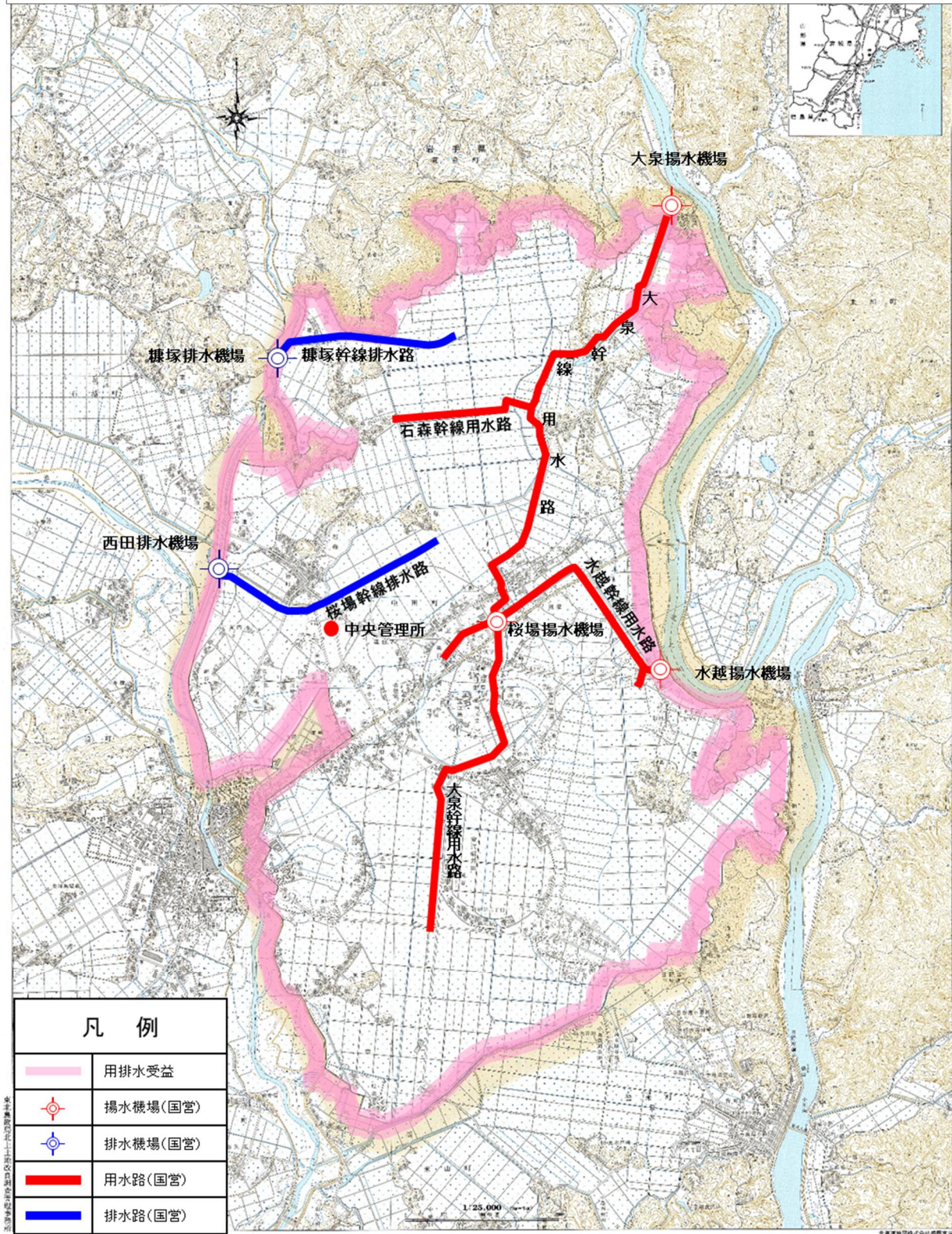
- （1）第2－1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- （2）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （3）第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4）第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）関係機関等対外的協議等により作業項目等に追加が生じた場合
- （7）その他

第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 7 年度 地域整備方向検討調査
中田二期地域事業構想検討その他業務 位置図



【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等から作業に必要な資料を収集・把握し、作業計画を樹立する。	○
1-2. 現地調査	本業務（作業項目 2-1. の現地踏査を除く）の作業に必要な現地調査を行う。	○
2. 用水量調査		
2-1. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を把握するため、調査地点の現地踏査を行う。	○
2-2. 代かき用水量調査	調査対象水田に代かき用水量の測定機器を設置し、代かき期間におけるほ場への流入量の測定を行う。また、代かき終了後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：6 地点 測定時期：代かき期間 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、測定機器は、発注者から貸与する。	○
2-3. 減水深調査	調査対象水田に測定機器を設置し、日減水深の測定を行う。また、落水後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：6 地点 測定時期：5 月～9 月（田植え後の普通期） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、測定機器は、発注者から貸与する。	○
2-4. 土壌調査	調査対象水田において、試穿調査を行う。 調査地点：6 地点	○
2-5. 調査結果の点検・取りまとめ	作業項目2-2. から2-4. までの調査結果をとりまとめ、現行水利権における減水深諸元と比較検討する。 また、R5年度に調査を行った減水深調査データも結果としてとりまとめる。 なお、記載様式については、監督職員と協議の上決定する。	○
3. 桜場揚水機場に係る改修対策の検討		
3-1. 耐震性能照査	貸与資料に示す地質調査結果及び出来形図面等を基に、レベル1地震動による耐震照査を行う。 対象施設は、吸水槽（杭基礎）、建屋（吸水槽連結）とする。	○

3-2. 施設管理者への聞き取り	桜場揚水機場の改修対策案を概定するにあたり、施設管理者である北上川沿岸中田地区土地改良区から操作及び維持管理上の課題、施設改修要望を聞き取る。	○
3-3. 改修対策案の概定	上記 3-1. から 3-2. により、耐震性能並びに締切運転等によるポンプの取水能力を確認し、これらの結果を踏まえて改修対策の検討を行い、概算工事費を算出する。	○
4. 幹線用水路に係る改修対策の検討		
4-1. 現状施設の整理	貸与資料を基に現状施設の劣化状況、劣化要因等を把握・整理する。 対象施設は、大泉幹線用水路、水越幹線用水路、石森幹線用水路の 3 路線及び付帯施設（分水施設、ゲート設備等）を含む。	○
4-2. 改修対策案の概定	作業項目 4-1. で整理した劣化状況等に基づき、改修対策の検討を行い、概算工事費を算出する。	○
5. 事業構想案（用水施設）の検討		
5-1. 施設管理者への聞き取り	事業構想案を検討するに当たり、施設管理者である北上川沿岸中田地区土地改良区から、施設の課題及び改修の要望等について聞き取りを行う。	○
5-2. 事業構想案の検討	用水施設に係る改修対策について、貸与資料、作業項目 3. ～ 4. 及び 5-1. を踏まえた事業構想案を検討する。 なお、事業構想案は複数案（3 案程度）を想定しており、概算事業費の算定を行うほか、それぞれの課題を整理する。	○
6. 事業構想案（排水施設）の検討		
6-1. 施設管理者への聞き取り	事業構想案を検討するに当たり、施設管理者である北上川沿岸中田地区土地改良区から、施設の課題及び改修の要望等について聞き取りを行う。	○
6-2. 事業構想案の検討	排水施設に係る改修対策について、貸与資料及び作業項目 6-1. を踏まえた事業構想案を検討する。 なお、事業構想案は複数案（2 案程度）を想定しており、概算事業費の算定を行うほか、それぞれの課題を整理する。	○
7. 点検取りまとめ	各作業項目の成果品の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○